

<物流事業者様向け>

令和7年度 集荷助成制度

伊万里港の新規利用貨物集荷で…

企業当たりの上限なし

コンテナ1本当たり

10,000 /

20FTコンテナ

20,000 円

を助成



新規利用貨物集荷とは…

助成対象期間：令和7年3月1日～
令和8年2月28日

■ 新規利用（一定期間不利用も含む）



他港からの
切替・複線化

新規

曲

物流見直し
(CO₂、コスト等)

相手国

■ 新たな物流ルートの構築（新規仕向国・地域への輸出／新規仕出国・地域からの輸入）



新規

新規事業

相手国

■ 輸出と輸入は別扱い（これまで輸入での利用しかなく、初めて輸出で利用（逆もOK））



新規

相手国

※新規利用者は、将来的な伊万里港の利用見込があることが条件です。

集荷した貨物1TEU当たり1万円を助成！



- ・貨物利用運送事業者や一般港湾運送事業を行う事業者等、船舶を持たずに、荷主様から貨物を預かり輸送を行う事業者が助成対象です
- ・新規利用者は「トライアル助成制度」の交付申請が可能です（同一コンテナ貨物での併用可）

※予算の都合等により、年度途中で申請受付を終了したり、内容を変更する場合があります。
その他の詳細やご不明点は、以下へお問い合わせください。

佐賀県伊万里港振興会事務局（伊万里市役所 伊万里湾総合開発課内）〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355-1

TEL : 0955-23-2466 FAX : 0955-22-7213 e-mail : imariwan@city.imari.lg.jp

HPはこちら▶

